

# 嬬恋村スポーツ推進計画

2024-2028

2024年3月  
教育委員会

# 目 次

I はじめに.....	1
1 基本的な考え方 .....	1
(1)嬬恋村スポーツ推進計画とは .....	1
(2)本計画におけるスポーツの定義 .....	1
2 国・県の動向 .....	1
(1)国の動向 .....	1
(2)県の動向.....	2
3 本計画策定の概要 .....	3
(1)計画策定の趣旨 .....	3
(2)計画の位置づけ .....	3
(3)計画の期間 .....	3
II スポーツを取り巻く環境.....	4
1 社会状況の変化.....	4
(1)人生 100 年時代の到来と健康づくりの重要性 .....	4
(2)地域コミュニティづくりと地域共生社会の推進 .....	4
(3)スポーツを通じた地方創生・まちづくり .....	4
2 データでみる嬬恋村の状況 .....	5
(1)総人口の推移と高齢化 .....	5
(2)健康寿命の状況 .....	6
(3)子どもたちの現状と課題.....	6
(4)成人期の現状と課題.....	8
(5)高齢期の現状と課題 .....	9
(6)障がいがある人の現状と課題 .....	10
3 嬌恋村のスポーツ環境 .....	11
(1)スポーツ施設等の状況.....	11
(2)地域におけるスポーツ活動の状況.....	13
III 計画の体系 .....	15
1 目指す姿 .....	15
2 基本方針・基本施策 .....	15
3 総合KPI(Key Performance Indicator) .....	16
IV 具体的施策・事業 .....	17
基本目標1:スポーツの力で村民の健康づくり .....	17
基本目標2:スポーツの力で地域のつながりづくり .....	20

基本目標3:スポーツの力で地域活性・まちづくり .....	22
▽ 計画の推進体制 .....	24
1 推進体制 .....	24
2 計画の進行管理・評価 .....	24
資料編 .....	25
1 嫩恋村スポーツ協会会則 .....	25
2 嫩恋村スポーツ推進委員会規約 .....	27

# I はじめに

## 1 基本的な考え方

### (1) 嫨恋村スポーツ推進計画とは

「嫨恋村スポーツ推進計画」は、スポーツ基本法第10条の規定により市町村が策定するよう努めることとされている、「地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画」です。

誰もが生涯を通じてスポーツを楽しみ、スポーツで元気になるまちをめざし、村民のスポーツ活動の拡大に向けた具体的な取組と、今後のスポーツ施策の基本的な方向性を定めています。

### (2) 本計画におけるスポーツの定義

スポーツの語源は、ラテン語の「デポルターレ(deportare)」に由来するといわれています。デポルターレとは、「運び去る、運搬する」の意で、転じて、精神的な次元の移動・転換がやがて、「義務からの気分転換、元気の回復」といった「日々の生活から離れる」気晴らしや遊び、楽しみ、休養といった要素を指すようになりました。人生を楽しく、健康的で生き生きとしたものにするための活動は、全てスポーツと捉えることができます。

本計画では、このようにスポーツをより幅広い概念で捉え、ルールに基づいて競う競技スポーツだけではなく、健康づくりや介護予防のための運動、自然に親しむ野外活動やレジャー、日常生活での自発的な運動等、こうした身体活動の全てをスポーツと捉えています。

## 2 国・県の動向

### (1) 国の動向

#### ①スポーツ基本法

スポーツ基本法では、これまでの「スポーツ振興法」(1961年制定)を全面改定する中で、基本的人権として、「国民が自主的にスポーツを行う権利であり、あらゆる場面においてスポーツを行う権利の確保が図られる必要がある」とするスポーツ権を確立しました。(2011年6月公布、同年8月施行)

#### ②スポーツ基本計画

スポーツ基本法第9条に基づき、今後10年間の基本方針及び今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策を設定した「スポーツ基本計画」(2012年3月)が策定されました。その後、2017年3月には、日本のスポーツの重要な指針を示した、「第2期スポーツ基本計画」が策定され、2022年3月には、「第3期スポーツ基本計画」が策定されています。

#### ③スポーツ庁の設置

2015年10月には文部科学省の外局として、国のスポーツ振興その他のスポーツに関する施策の総合的な推進を目的として、スポーツ庁が創設されました。

### 第3期スポーツ基本計画の概要

東京2020大会のスポーツ・レガシーの継承・発展に寄与する重点施策を提示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・持続可能な国際競技力の向上</li> <li>・大規模大会の運営ノウハウの継承</li> <li>・共生社会の実現や多様な主体によるスポーツ参画の促進</li> <li>・地方創生・まちづくり・スポーツを通じた国際交流・協力</li> <li>・スポーツに関わる者の心身の安全・安心確保</li> </ul>
スポーツの価値を高めるための「新たな3つの視点」と具体的な施策を提示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツを「つくる／はぐくむ」</li> <li>・スポーツで、「あつまり、ともに、つながる」</li> <li>・スポーツに「誰もがアクセス」できる</li> </ul>
今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む12の施策を提示	<ol style="list-style-type: none"> <li>①多様な主体におけるスポーツの機会創出</li> <li>②スポーツ界におけるDXの推進</li> <li>③国際競技力の向上</li> <li>④スポーツの国際交流・協力</li> <li>⑤スポーツによる健康増進</li> <li>⑥スポーツの成長産業化</li> <li>⑦スポーツによる地方創生、まちづくり</li> <li>⑧スポーツを通じた共生社会の実現</li> <li>⑨スポーツ団体のガバナンス改革・経営力強化</li> <li>⑩スポーツ推進のためのハード、ソフト、人材</li> <li>⑪スポーツを実施する者の安全・安心の確保</li> <li>⑫スポーツ・インテグリティの確保</li> </ol>

### (2)県の動向

県では、スポーツを取り巻く環境の変化を踏まえ、「スポーツの力でこれからの社会を豊かにする」という観点のもと、2021年3月に、「群馬県スポーツ推進計画」を策定しています。

#### 群馬県スポーツ推進計画(2021年度～2025年度)

基本理念	県民誰もがスポーツによって、自己実現を図り、健康で活力ある群馬県を創生する。
政策目標	<p><u>I スポーツによる健康増進・生きがいづくり</u> より多くの県民がスポーツに親しみ、誰もが生きがいを感じ、元気に暮らせるよう、身近な場所でスポーツができる環境を拡大する等して、スポーツ参画人口を増加させます。</p> <p><u>II スポーツによる共生社会の推進</u> 県民誰もがそれぞれのライフステージや状況に応じて、スポーツに参画しやすい環境づくりを進め、相互に理解・尊重できる社会をつくります。</p> <p><u>III スポーツによる活力ある地域創生</u> 地域に根ざしたプロスポーツや県の自然を生かしたアウトドアスポーツ、近年注目を浴びつつあるeスポーツ等のスポーツ資源を活用して、地域を活性化します。</p> <p><u>IV スポーツの力による感動の創出と誇りの醸成</u> 県ゆかりのアスリートが活躍し、自己実現できるよう支援するとともに、その活躍により県民が感動を覚え、誇りを抱ける社会をつくります。</p>

### 3 本計画策定の概要

#### (1) 計画策定の趣旨

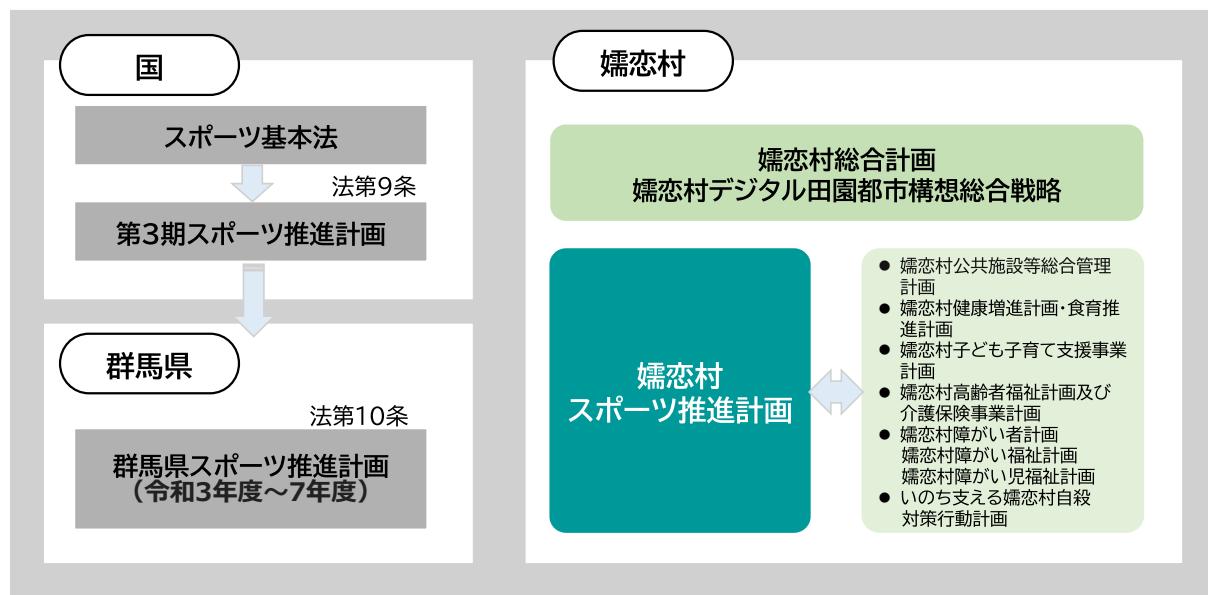
心身両面に影響を与える文化としてのスポーツは、人生100年時代を迎える中で、豊かで活力に満ちた社会の形成や、一人ひとりの心身の健全な発達に重要な役割を果たします。近年では子どもの体力・運動能力の低下、成人の生活習慣病対策、高齢者の介護予防等、健康課題解決に向けた取組がより重要になってきています。また、働き方改革やテレワークの普及による余暇活動の充足、地域資源とスポーツの融合による人や地域のつながり創出による地方創生に向けたまちづくりの取組等、変化する社会環境を踏まえながら持続可能な地域づくりにつなげるために、効果的なスポーツ施策の推進を行うことが期待されています。

そこで、本村においても、スポーツの果たす社会的・文化的な価値を考慮し、地域を取り巻く社会環境の変化や地域課題に対応するため、「嬬恋村スポーツ推進計画」を策定します。

#### (2) 計画の位置づけ

本計画は、スポーツを取り巻く現状と課題を整理し、多様化した課題やニーズに対して積極的に対応していくとともに、総合的に取り組む必要があります。そこで、本村のスポーツ資源を活用しつつ、スポーツ施策を体系的に推進し豊かなスポーツライフを実現していくために、スポーツ基本法に基づく「地方スポーツ推進計画」として策定します。本計画の策定にあたっては、国、県の計画や、村の各関連計画との整合性を図ります。

#### 嬬恋村スポーツ推進計画の位置づけ



#### (3) 計画の期間

本計画は、2024年度から2028年度までの5年間とします。

## II スポーツを取り巻く環境

### 1 社会状況の変化

#### (1)人生100年時代の到来と健康づくりの重要性

今後、ますます少子高齢化が進展する中、日本人の健康寿命は世界最高水準であり、更なる延伸が予想されています。こうした背景を受け、国は子どもから高齢者まで、また障がいの有無に関わらず、全ての人々が元気に活躍し続けることができる社会の実現を目指しています。

健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現するためには、身体活動、運動及びスポーツを日常生活のなかに取り入れられるように推進することで、生活習慣病や生活機能低下のリスクの低減だけでなく、気分転換やストレス解消によるこころの健康の保持増進を図ることにもつながります。さらに、平均寿命だけでなく、健康寿命の延伸を図ることにもつながり、健康長寿社会の実現につながります。

#### (2)地域コミュニティづくりと地域共生社会の推進

核家族化や単身世帯の増加、価値観の変化に伴い、人間関係が希薄になり、地域コミュニティ機能が低下しています。このような中、スポーツによる交流や連帯感の醸成は、コミュニティの再構築・活性化につながるものとして期待されています。

また、国は、障がいのある方をはじめ、配慮が必要な人々が積極的に参加・貢献していくことができる社会の姿として、「地域共生社会」の実現を目指しています。スポーツの力を活用して、年齢、性別、障がいの有無等に関わらず、すべての人が地域社会の一員として尊重され、お互いに支え合い、一人ひとりが持てる力を発揮して活動することができる「ユニバーサル社会」の実現が求められています。

#### (3)スポーツを通じた地方創生・まちづくり

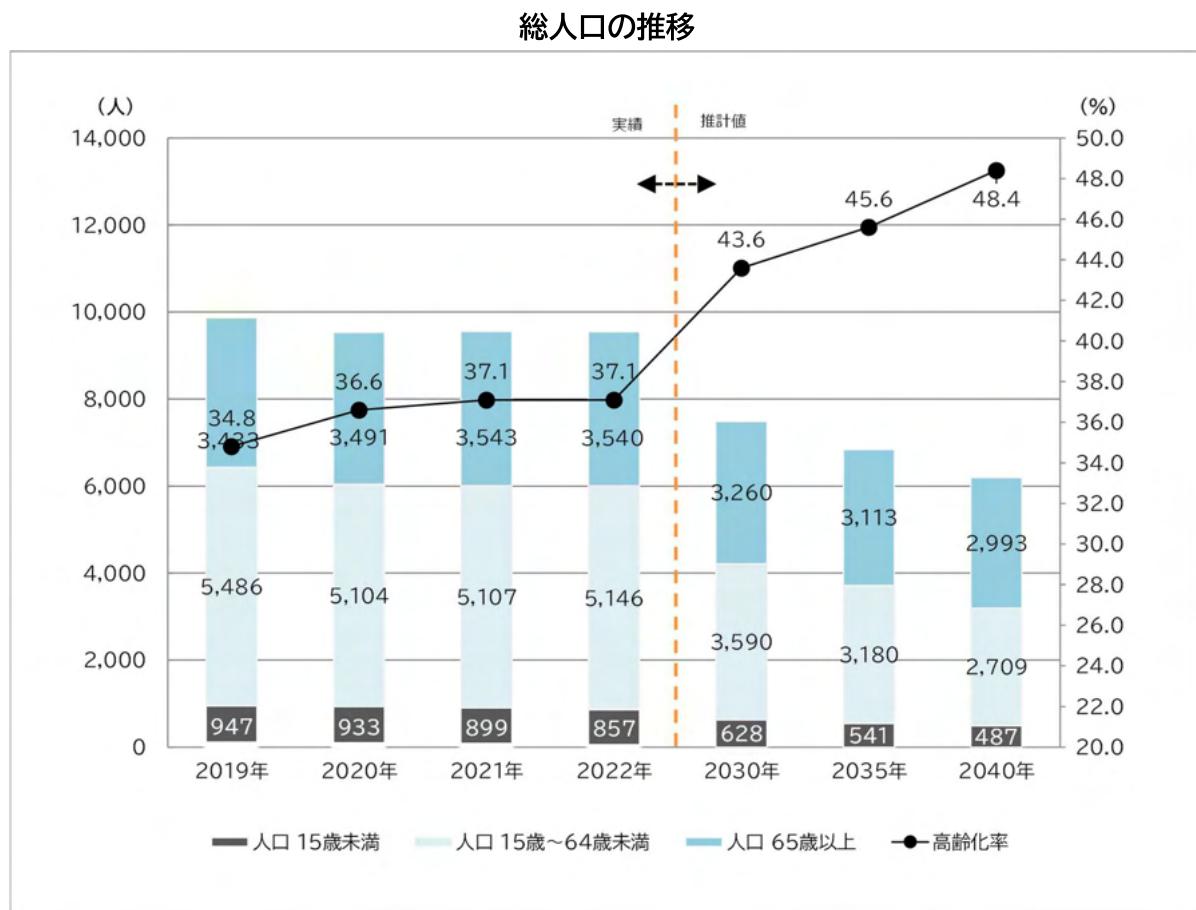
近年、スポーツツーリズムやスポーツイベントの開催、大規模な大会やスポーツ合宿の誘致等のスポーツを核とした地域振興が注目されています。自治体の規模やスポーツインフラの整備状況はそれぞれ異なるものの、地域資源を活用したスポーツによる地域振興は、地域への社会的効果、経済効果を創出し、人口減少時代における持続的なまちづくりや地域の活性化に資する大きな可能性を秘めています。

## 2 データでみる嬬恋村の状況

### (1) 総人口の推移と高齢化

嬬恋村の総人口は減少傾向で推移しており、2019年(9,866人)から2022年(9,543人)にかけて、323人減少し、高齢化率は37.1%となっています。また、2035年には、総人口が8,000人を割り込み、高齢化率が45%を超える見込みとなっています。

近年の社会問題である少子高齢化社会の進展に伴い、本村においても人口は減少しており、高齢化率は上昇しています。高齢化が進むにつれて、村民の健康維持は重要な政策の柱となり、医療費や介護給付費の増加の抑制等も、今後の大きな課題となっています。



	2019年	2020年	2021年	2022年	2030年	2035年	2040年
0~14歳人口(人)	947	933	899	857	628	541	487
15~64歳人口(人)	5,486	5,104	5,107	5,146	3,590	3,180	2,709
65歳以上人口(人)	3,433	3,491	3,543	3,540	3,260	3,113	2,993
高齢化率(%)	34.8	36.6	37.1	37.1	43.6	45.6	48.4
総人口(人)	9,866	9,528	9,549	9,543	7,478	6,834	6,189

資料:住民基本台帳(各年9月30日現在)

2025年以降:国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」2018年推計

## (2)健康寿命の状況

本村の65歳の健康寿命をみると、2022年の時点で、男性・女性とも全国・県の数値を上回る傾向にあります。

全国・県・嬬恋村の健康寿命の比較および推移

	男性			女性		
	全国	群馬県	嬬恋村	全国	群馬県	嬬恋村
2020年	79.8歳	79.4歳	81.4歳	84.0歳	83.7歳	83.3歳
2021年	79.9歳	79.8歳	82.2歳	84.2歳	83.6歳	84.2歳
2022年	80.1歳	79.8歳	81.6歳	84.4歳	83.9歳	84.6歳

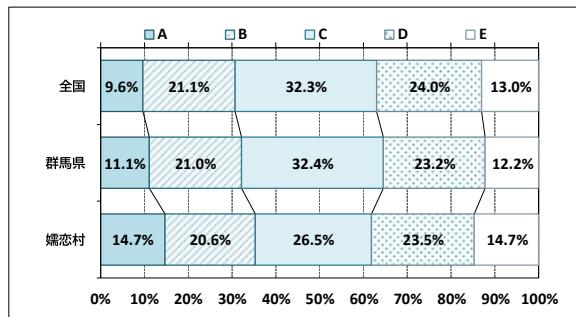
※健康寿命とは、65歳に達した人が健康で自立した生活を送ることができる期間を示しており、具体的には、介護保険制度の「要介護2以上」になるまでの期間を「健康寿命」として算出

資料:KDB帳票 S21\_001-地域の全体像の把握

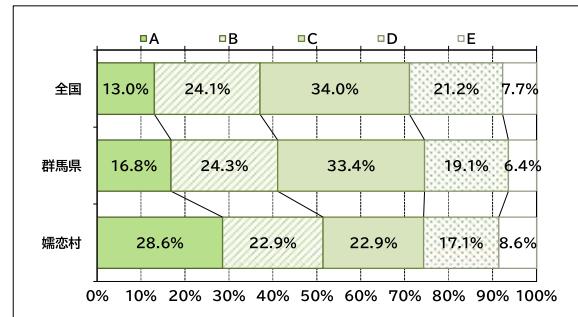
## (3)子どもたちの現状と課題

2022年度に実施した小学5年生、中学2年生を対象とした「新体力テスト」の総合評価結果を全国・群馬県と比較してみると、本村の子どもたちの体力・運動能力はいずれも平均的にかなり高い状況がうかがえます。一方、小学5年生においては、男女とも総合評価Eの割合が全国・群馬県と比較して多い傾向にあり、子どもたちの体力に関して、2極化の傾向がうかがえます。

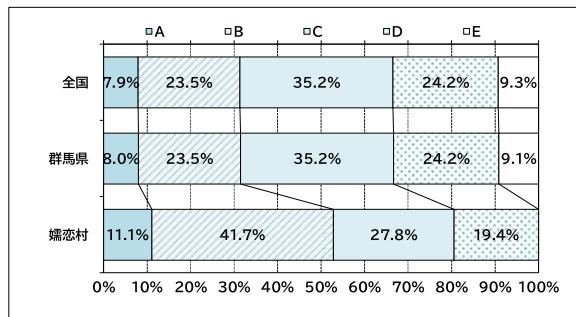
小学5年生(男子)総合評価結果(2022年度)



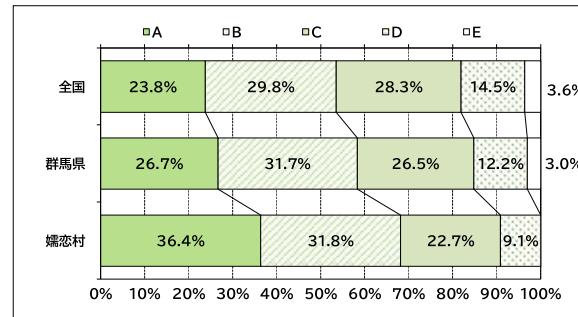
小学5年生(女子)総合評価結果(2022年度)



中学2年生(男子)総合評価結果(2022年度)



中学2年生(女子)総合評価結果(2022年度)



経年の変化を見てみると、年度毎にはらつきはあるものの、概ね横ばいの状況です。

### 体力・運動能力総合評価結果の推移

分類	学校	2016年度		2017年度		2018年度		2019年度		2020年度		2021年度		2022年度	
		平均点	平均点												
小学校	西部小	47.7	51.8	46.8	49.9	49.5	46.7	47.8	48.3	48.9	48.1	50.2	50.8	47.0	48.9
	東部小	55.8		53.0		43.9		48.8		47.3		51.3		50.8	
中学校	嬬恋中学		42.3		46.1		44.6		41.3		45.6		45.1		44.8

※全学年を合計した平均点を記載

### 参考:総合評価基準表

総合評価	小学5年生	中学2年生	評価方法
A	65以上	57以上	筋力(握力)、敏捷性(反復横とび)、跳躍力(立ち幅とび)、柔軟性(長座体前屈)、筋持久力(上体起こし)、全身持久力(20m シャトルラン)を測定します。現在の体力・運動能力がどのくらいあるのかを確認できるとともに、年齢に応じて5段階(A～E)の総合評価を行います。
B	58-64	47-56	
C	50-57	37-46	
D	42-49	27-36	
E	41以下	26以下	

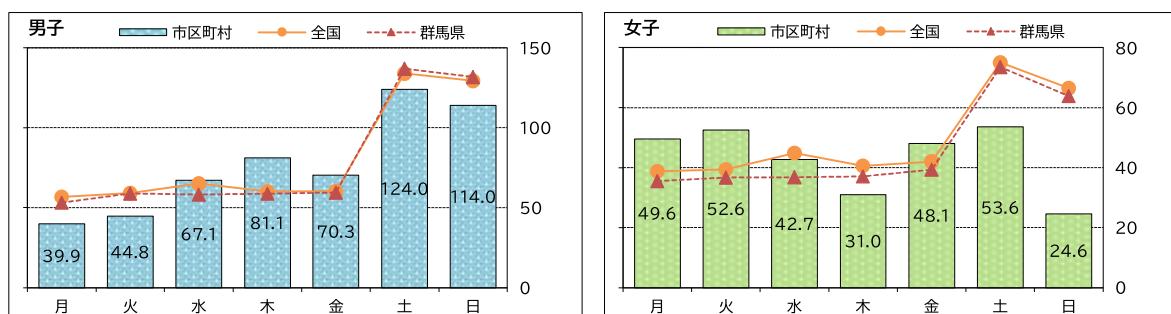
資料:全国体力運動能力調査

また、近年は、学校の体育・保健体育の授業以外に、ほとんど運動をしていない子どもたちの増加が全国的に課題となってきてます。嬬恋村の状況をみると、「学校の体育の授業以外で、1日にどのくらいの時間、運動(体を動かす遊びを含む)やスポーツをしているか」に関する調査では、小学5年生では男女とも平日は全国・群馬県よりも運動時間が多く、週末は少なくなる傾向がうかがえます。また、中学生に関しては、全国・県とほぼ同程度の傾向でした。

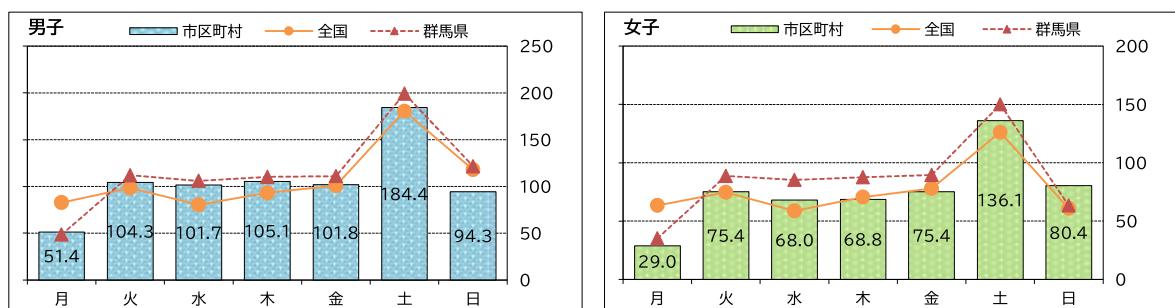
さらに、健康面の状態として肥満度の状況をみると、小学5年生の男女および中学2年生の男子においては、全国・群馬県と比較して肥満傾向の割合が高い傾向がうかがえます。小学生においては、スクールバス利用者が7割を占め、放課後に校庭で遊ぶ・運動する時間に制限がかかる状況です。また、スポーツ少年団や運動クラブに入っている児童と、そうでない児童の運動量の差が大きい傾向にあります。中学生においても、スクールバスの利用者は8割を占め、冬は雪の影響で外での運動に著しい制限がかかる点や、運動をしている生徒とそうでない生徒の二極化が見られています。

今後限られた条件の中で、個々の興味や関心に合わせて、子どもたちが楽しく運動に触れる機会を確保していくために、取組の検討と環境づくりがより重要になってきます。

### 小学5年生(男子)1日の活動時間(2022年度) 小学5年生(女子)1日の活動時間(2022年度)



## 中学2年生(男子)1日の活動時間(2022年度) 中学2年生(女子)1日の活動時間(2022年度)



## 小学5年生(男子)肥満・痩身の傾向(2022年度) 小学5年生(女子)肥満・痩身の傾向(2022年度)

	肥満傾向児・痩身傾向児の出現率(%)					
	高度肥満	中等度肥満	軽度肥満	普通	やせ	高度やせ
全国	1.6%	5.9%	7.0%	82.9%	2.4%	0.1%
群馬県	1.5%	7.4%	7.7%	80.9%	2.4%	0.1%
嬬恋村	2.9%	8.8%	8.8%	76.5%	2.9%	0.0%

	肥満傾向児・痩身傾向児の出現率(%)					
	高度肥満	中等度肥満	軽度肥満	普通	やせ	高度やせ
全国	0.8%	3.6%	5.4%	87.6%	2.5%	0.1%
群馬県	0.9%	4.4%	6.5%	85.8%	2.2%	0.1%
嬬恋村	0.0%	5.7%	8.6%	77.1%	8.6%	0.0%

## 中学2年生(男子)総合評価結果(2022年度)

	肥満傾向児・痩身傾向児の出現率(%)					
	高度肥満	中等度肥満	軽度肥満	普通	やせ	高度やせ
全国	1.9%	4.4%	5.2%	85.4%	3.0%	0.2%
群馬県	2.2%	5.7%	6.3%	83.1%	2.5%	0.2%
嬬恋村	2.6%	7.7%	2.6%	87.2%	0.0%	0.0%

## 中学2年生(女子)総合評価結果(2022年度)

	肥満傾向児・痩身傾向児の出現率(%)					
	高度肥満	中等度肥満	軽度肥満	普通	やせ	高度やせ
全国	0.9%	2.6%	4.2%	88.5%	3.6%	0.2%
群馬県	0.9%	3.4%	5.1%	87.4%	3.0%	0.2%
嬬恋村	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%

資料:全国体力運動能力調査(2022年度)

## (4)成人期の現状と課題

国民健康保険に加入している40－74歳までの特定健診の結果において、内臓肥満に高血圧・高血糖・脂質代謝異常が組み合わさることにより、心臓病や脳卒中等になりやすいメタボリックシンドロームの該当者、予備群の割合をみると、男性の該当者と予備群、女性の予備群については概ね横ばいですが、女性の該当者は増加傾向にあります。

また、2021年の全国の市町村国保の平均と比較すると、全国の男性の該当者は33.0%、予備群は18.0%、全国の女性の該当者11.4%、予備群は6.2%であり、本村は全国平均とほぼ同程度の状況です。

### メタボ該当者・予備群の状況(男性)



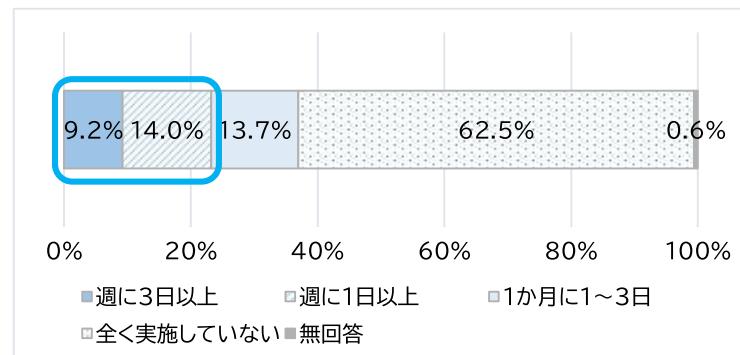
### メタボ該当者・予備群の状況(女性)



資料:KDB「厚生労働省様式(様式5-3)」

このような中、嬬恋村の成人(20歳以上)のスポーツの実施状況をみると、「週1回以上スポーツを実施する割合(スポーツ実施率)」は、2021年時点では23.2%でした。群馬県のスポーツ推進計画の目標値は2025年度で53.6%と設定されており、国の第3期スポーツ基本計画の目標値は70%になっています。国・県いずれの目標値と比較しても、本村の実施状況は低いことがうかがえます。中でも、子育て・働き盛り世代では運動する機会が少なく、日常生活の中で気軽にスポーツができる環境づくりが課題となっています。スポーツの実施機会を様々な方法で増やすことで、身体活動量を増やす等、生活習慣の改善による健康増進の取組が必要です。

週1回以上スポーツを実施する成人の割合(n=1,116)

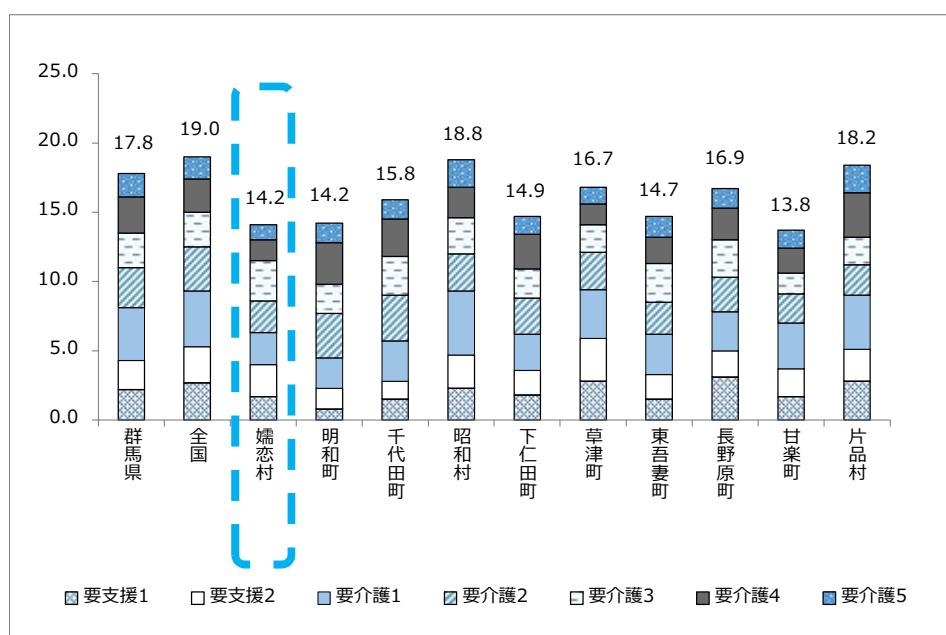


資料:2021年度嬬恋村スポーツ庁事業「運動・スポーツに関する住民意識調査結果」

## (5)高齢期の現状と課題

本村の要支援・要介護の認定率(調整済)をみると、14.2%となっており、全国、群馬県より低くなっています。同規模自治体と比較すると、10市町村のうち8番目であり、低い状況です。

要支援・要介護度認定率の比較（全国・県・同規模自治体）

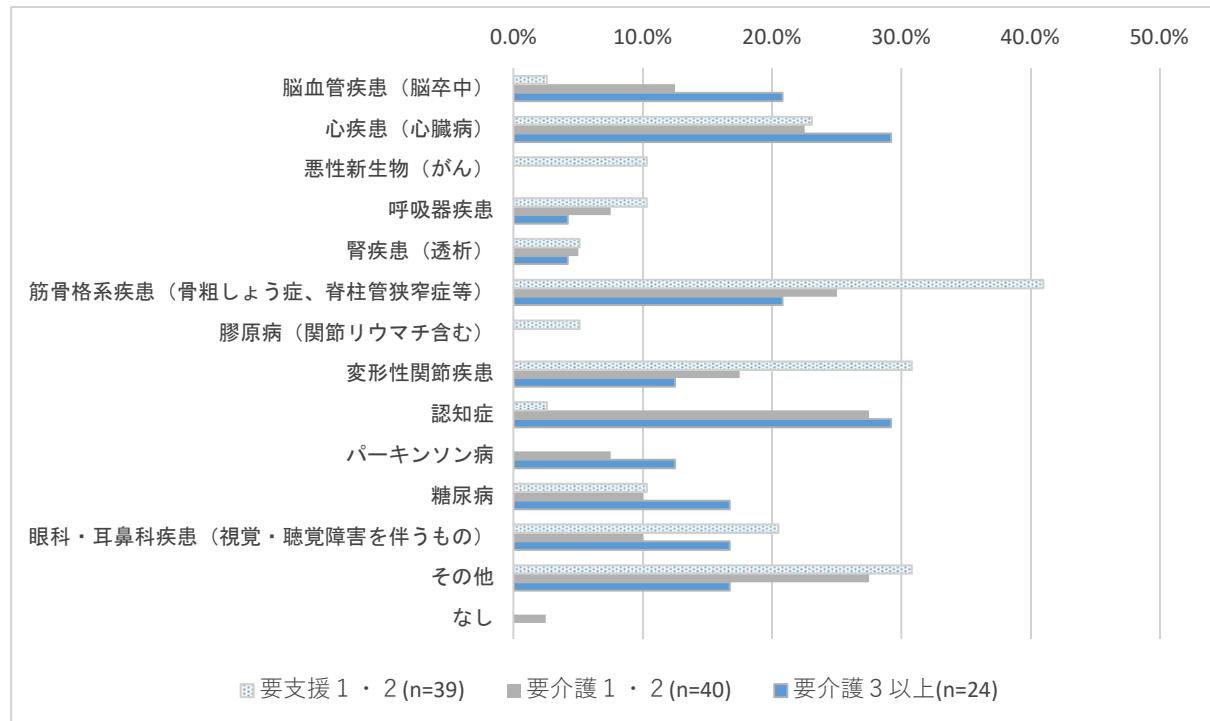


資料:厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報  
および総務省「住民基本台帳人口・世帯数」

また、現在介護認定を受けている方が罹患している疾病状況を介護度別にみると、要支援1・2の方は筋骨格系疾患が41.0%であり、要介護1・2の方は認知症が27.5%であり、要介護3以上の方は心疾患と認知症がいずれも29.2%という状況になっています。

高齢者の生活機能の維持を図るために、生活習慣病の予防や、介護予防・フレイル予防の取り組みを推進していくことが重要です。

### 介護認定者が抱えている疾患



資料：在宅介護実態調査(2023年度)

### (6) 障がいがある人の現状と課題

2023年に障害者手帳を持っている方を対象に行ったアンケート調査(調査対象者数175名)において、「日常生活の中でのスポーツ・レクリエーション活動の実施状況」を尋ねたところ、実施している方は、10.3%でした。スポーツは機能回復や障がいの軽減だけでなく、豊かな生活を送る上で大きな意義があり重要な活動となるものの、既存の事業や地域のイベント等において、障がいがある方が参加できる機会は、まだまだ少ない状況にあります。

障がいがある方が身近にスポーツに取り組めるような機会の確保と、参加を支援するための支援人材や場の環境づくりについて、検討していく必要があります。

### 3 嫩恋村のスポーツ環境

#### (1) スポーツ施設等の状況

村内には、体育館や野球やテニス等の球技を行える運動場のほか、広場や遊具等を備えた公園等、スポーツ施設が整備されています。また、民間の事業者によって提供されている運動施設等も存在します。

スポーツ施設の利用状況をみると、施設によっては定期的な活動が出来る場の確保等が困難なケースがあります。また、村民が気軽に立ち寄って体を動かすことができる施設が、村内にない状況です。よって、村民のスポーツ機会の拡充に向け、既存施設の活用に加え、今後スポーツ活動の拡充やニーズを踏まえ、計画的な施設環境整備を検討する必要があります。

また、本村では、2021年度から2023年度にかけてスポーツ庁の採択を受け、「運動習慣化促進事業」の取組をおこなってきました。本事業の参加者からは、運動の継続的な取り組みや、気軽に集え交流ができるコミュニティ拠点機能も併せ持ったスポーツ環境の創出を求める声が多く聞かれており、地域課題や村民のニーズを踏まえたスポーツ環境づくりを進めていく必要があります。

村内のスポーツ施設及びスポーツ等の活動可能な場所

分類	施設名	住所	所管
公園	田代公園	田代 438	教育委員会 学校教育係
	千俣公園	千俣 1313	教育委員会 学校教育係
	大 笹 農 村 公 園	大 笹 176-1	建設課
	細原農村公園	大前 2146-1	建設課
	総合グランド奥	芦生田 557-1	教育委員会 社会教育係
	袋倉農村公園	袋倉 784-1	建設課
	仙之入農村公園	今井 1062-92	建設課
グランド	総合グランド	芦生田 557-1	教育委員会 社会教育係
	運動公園	大 笹 1-1	教育委員会 学校教育係
	嫩恋高校校庭	三原 482-1	教育委員会 学校教育係
	嫩恋中学校校庭	大 笹 1654-2	教育委員会 学校教育係
	東部小学校校庭	三原 679-3	教育委員会 学校教育係
	西部小学校校庭	大前 805	教育委員会 学校教育係
屋内施設	嫩恋高校体育館	三原 482-1	教育委員会 学校教育係
	嫩恋中学校体育館	大 笹 1654-2	教育委員会 学校教育係
	東部小学校体育館	三原 679-3	教育委員会 学校教育係
	西部小学校体育館	大前 805	教育委員会 学校教育係
	千俣体育館	千俣 1313	教育委員会 学校教育係
	田代体育館	田代 438	教育委員会 学校教育係
	サーラ嫩恋(東部公民館)	建て替え中	教育委員会 社会教育係
	農村環境改善センター	大前 1100	健康福祉課
	地域交流センター	鎌原 494-45	交流推進課
	鎌原公民館	鎌原 398	

大笹公民館	大笹 1720-6	
砂井集会所	大笹 2082	
西窪公民館	西窪 458	
大前活性化センター	大前 339-1	
鎌原活動多目的センター	鎌原 432	
北山住民センター	大笹 1979	
田代コミュニティーセンター	田代 418-3	
大平集落センター	大笹 3449-670	
芦生田区民ふれあいセンター	芦生田 480-2	
袋倉生活改善センター	袋倉 782-3	
鹿沢体育センター	新鹿沢温泉	
三原多目的集会施設	三原 502-1	
千俣生活改善センター	千俣 365	
千俣屋内ゲートボール場	千俣 365	
田代屋内ゲートボール場	田代 977-1	
鎌原屋内ゲートボール場	鎌原 1342-1	

#### 民間のスポーツ関連施設

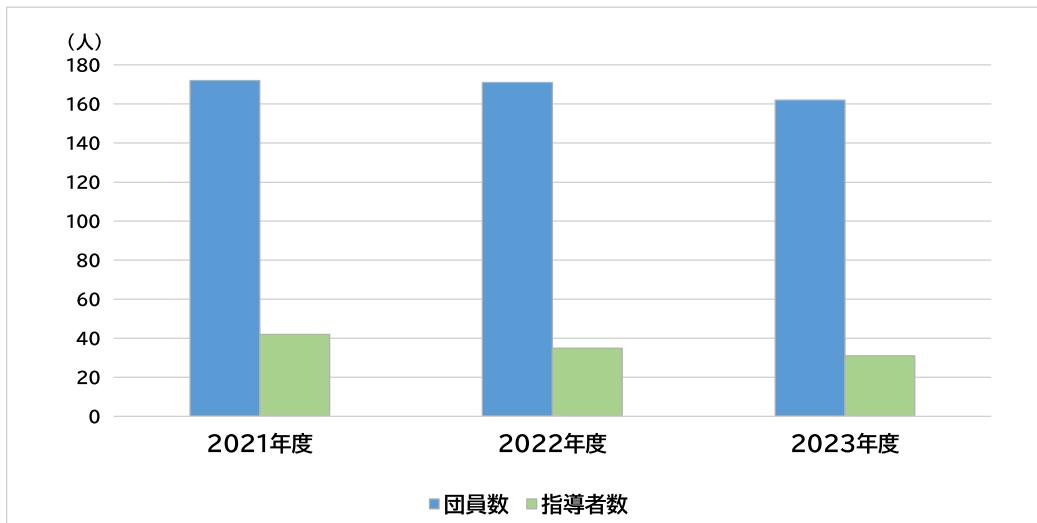
	施設名	住所
テニス施設	竹内テニスコート	鎌原 1054-14
	ベルエールの森	鎌原 1053-2818
	羽生田農園テニスコート	大笹 2190-12
	北軽井沢サンランドテニスコート	鎌原 1040
	ペンションキャトルセゾン	鎌原 1054-564
ゴルフ	嬬恋高原ゴルフ場	嬬恋高原
	浅間高原ゴルフ練習場	鎌原 1236-2
	プリンスランドゴルフクラブ	大前細原 2277
	竹内ゴルフ練習場	鎌原 1054-14
	青山台ゴルフ練習場	大笹 2147
	みやざき接骨院／placer (インドアゴルフ)	大前 792-19
登山 スノーボード・スキー	パルコール嬬恋リゾート	千俣バラギ高原
	万座温泉スキー場	万座温泉
	鹿沢スノーエリア	田代 1017
その他	浅間ハイランドパーク	鎌原大力イシコ 1053
	グラスガーデン嬬恋	三原 1449-3

## (2) 地域におけるスポーツ活動の状況

### ①スポーツ少年団

現在村内では6つの単位団がスポーツ少年団登録をして活動しています。登録団員数および指導者数は減少傾向にあります。

団員数および指導者数の推移



資料:教育委員会

### ②嬬恋村スポーツ協会

村民スポーツの健全な発達を図ると共に、スポーツ団体の連絡調整及び親睦和合に努めることを目的に、「嬬恋村スポーツ協会」を設置しています。本協会では、一般村民及び学徒の社会体育についての啓発宣伝、スポーツについての大会、講習会、研究会等の開催及び後援、郡、村の実施するスポーツ競技力の向上についての諸施策に対する協力、スポーツの指導奨励及び指導者養成、スポーツ団体の連絡統合等の活動を行っています。

年間の主なスポーツ関連イベント

行 事 名	主 催	会 場
嬬恋みどりマラソン大会	スポーツ協会	総合グランド
村民ゴルフ大会（市町村対抗選考会）	スポーツ協会	アーリンスラントゴルフクラブ
春季村民ソフトテニス大会	スポーツ協会	嬬中テニスコート
栃原杯ソフトテニス大会	スポーツ協会	総合グランド他
春季バレーを楽しもう会	スポーツ協会	嬬中体育館
嬬恋高原キャベツマラソン大会	キャベツマラソン実行委員会	バラギ高原
村民グラウンドゴルフ大会	スポーツ協会	総合グランド
嬬恋村スポーツ少年団剣道大会	スポーツ少年団	嬬恋高校体育館
ナイターリーグ野球大会	スポーツ協会	総合グランド
秋季村民ソフトテニス大会	スポーツ協会	総合グランド
村民ゲートボール大会	スポーツ協会	総合グランド
秋季村民野球大会	スポーツ協会	総合グランド

秋季バレーを楽しもう会	スポーツ協会	嬬中体育館
嬬恋村文化祭ゲートボール大会	文化祭実施委員会	総合グランド
嬬恋村文化祭ゴルフ大会	文化祭実施委員会	村内ゴルフ場
嬬恋村文化祭剣道大会	文化祭実施委員会	嬬恋高校体育館
嬬恋村文化祭卓球大会	文化祭実施委員会	嬬恋高校体育館
宮崎杯剣道大会	スポーツ協会	東部小体育館
嬬恋村スポーツ少年団バレーボール交流大会	スポーツ少年団	東部小体育館
村民スケート大会	スポーツ協会	嬬高スケートリンク
村民スキー大会(アルペン競技)	スポーツ協会	鹿沢スノーエリア
村民卓球大会	スポーツ協会	嬬恋高校体育館

### ③スポーツ推進委員

村のスポーツ事業への協力と、地域住民に対する実技指導、住民のスポーツ活動の推進のための組織の育成及びスポーツについての関心と理解を深める活動を行うため、スポーツ基本法に基づき、スポーツ推進委員を委嘱しています。

2023年4月1日現在で、9人のスポーツ推進委員が委嘱されています。年間の主な活動としては、嬬恋高原キャベツマラソン等村のスポーツイベントへの協力のほか、吾妻郡スポーツ推進委員連絡協議会、群馬県スポーツ推進委員協議会等の研修会や講習会、研究大会の事業に参加し、スポーツ推進委員として活動を行う上で必要な知識及び技術の習得、委員相互の連絡、情報交換を行っています。

### III 計画の体系

#### 1 目指す姿

##### スポーツの力で、村に元気な息吹を！

心身両面に影響を与える文化としてのスポーツは、人生100年時代を迎える中で、豊かで活力に満ちた社会の形成や、一人ひとりの心身の健全な発達に重要な役割を果たします。また、スポーツの力が生み出す地域の一体感や活力は、新たな交流人口の拡大や地域資源を活用した産業の活性化にもつながります。このように、スポーツには多様な価値と可能性があることから、本村の地域特性を活かし、「スポーツの力で、村に元気な息吹を！」を目指す姿として、スポーツの力を全ての村民が享受できるようスポーツ振興に取り組みます。

#### 2 基本方針・基本施策

具体的な取組の方向性として、3つの基本方針とそれに紐づく各基本施策を設けています。これらは、それぞれが完全に独立したものとして捉えるのではなく、相互に関係し合うため複合的な視点で捉え、スポーツ推進に携わる各主体が連携・協働して取り組みます。

基本方針・基本施策

基本方針		基本施策
基本方針 I	スポーツの力で 村民の健康づくり	スポーツによる健康増進・生きがいづくり
		多様な主体におけるスポーツ機会の創出による 共生社会の推進
		民間企業や地域団体等と連携した学校体育や部活動 の取組、次世代アスリートの育成支援
基本方針 II	スポーツの力で 地域のつながりづくり	地域の交流やつながりを創出するスポーツ活動の機 会と場の創出
		スポーツ活動を支える多様な人材の育成と連携
		デジタル技術の活用によるスポーツ支援環境の充足
基本方針 III	スポーツの力で 地域活性・まちづくり	企業・地域団体と連携したスポーツイベントや大会、 合宿、観光等のスポーツツーリズムの推進
		スポーツを活用した地域活性・まちづくりを推進する 組織としてのスポーツコミッショナの設立
		身近な場所でスポーツを実践できるためのイベント・ 教室や、運動施設等の情報を提供

### 3 総合KPI(Key Performance Indicator)

本計画における目指す姿の達成度合いを図る成果指標として、以下の3つを定めます。

#### ①週1回以上のスポーツ実施率 50%以上

2021年度現状値:23.2%※国の第3期スポーツ推進計画目標値70%、県スポーツ推進計画目標値2025年度53.6%

#### ②健康寿命の延伸 男性82歳以上 女性 85歳以上

平均自立期間(要介護2以上)2022年度現状値:男性81.6歳/女性84.6歳

#### ③スポーツイベント・大会や観光等のスポーツツーリズムの開催 22回以上

2022年度現状値:19回

## IV 具体的施策・事業

### 基本目標1:スポーツの力で村民の健康づくり

#### 基本的方向性

子どもから高齢者まで、障がいの有無にかかわらず、誰もが身近な場所で、スポーツに親しみ、楽しみ、健康増進が図れるように、日常生活におけるスポーツ機会の拡大を目指します。

また、ターゲット別の施策として、子ども・若者、働き世代、障がい者等スポーツ実施に課題を抱えている層に対する支援施策を展開する。

主要目標	項目	現状値 (策定時)	目標値 (評価時)
	健康寿命の延伸 ※平均自立期間(要介護 2 以上)	男:81.6 歳 女:84.6 歳 (2022 年度)	延伸
	週 1 回以上のスポーツ実施率(成人)の向上	23.2% (2021 年度)	50%
	子どもの肥満度の改善 (軽度・中度・高度肥満合計の割合)	小5男:20.5% 小5女:14.3% 中2男:12.9% 中2女:0.0% (2022 年度)	小5男:15.0% 小5女:10.0% 中2男:10.0% 中2女:0.0%
	障がい者のスポーツ・レクレーションの実施 状況	10.3% (2023 年度)	15.0%

施策	取組方針
施策① スポーツによる健康増進・生きがいづくり	○子どものスポーツ機会の確保と体力の向上 (乳幼児期・学童期・青年期) ○子育て・勤労世代への運動やスポーツの機会づくり ○高齢者の健康づくりと生きがいづくりの促進
施策② 多様な主体におけるスポーツ機会の創出による共生社会の推進	○多世代交流型スポーツ事業の実施 ○障がいのある方への理解の推進とスポーツ実施機会の創出
施策③ 企業や地域団体等と連携した学校体育や部活動の取組、次世代アスリートの育成支援	○スポーツ指導者の育成と資質向上 ○競技力の向上につながる支援 ○多様なニーズに応じたスポーツ活動や部活動の在り方検討

#### 【主な取組事業】

基本目標 I の施策	主な事業	所管課
施策①スポーツによる健康増進・生きがいづくり		
	●スポーツ振興事業	教育委員会
	●東部こども園運営事業	教育委員会

子どものスポーツ 機会の確保と体力 の向上	●幼稚園、小・中学校運営事業	教育委員会
	●放課後子ども教室推進事業	教育委員会
	●学童保育所運営事業	教育委員会
	●小児生活習慣病予防健診および関連事業	健康福祉課
	●母子保健推進事業	健康福祉課
	●子育て支援拠点事業	健康福祉課
	●子ども子育て支援センター事業	健康福祉課
	【今後検討・拡充が必要な事業の視点】 スポーツ実施率や体力・運動能力の格差解消に向けた、地域における子どものスポーツ機会創出に向けた取組	教育委員会 健康福祉課
子育て・勤労世代への運動やスポーツ の機会づくり	●スポーツ振興事業(再掲)	教育委員会
	●吾妻郡民スポーツ大会参加事業	教育委員会
	●スポーツイベント(マラソン大会補助事業)	観光商工課
	●健康推進事業	健康福祉課
	【今後検討・拡充が必要な事業の視点】 運動実施率の向上に向けた、地域における働き世代の スポーツ機会創出に向けた取組	教育委員会 健康福祉課
	●スポーツ振興事業(再掲)	教育委員会
	●老人クラブ活動運営補助事業	健康福祉課
	●ゲートボール大会開催事業	健康福祉課
高齢者の 健康づくりと 生きがいづくり の促進	●シルバー人材センター運営委託事業	健康福祉課
	●自立生活援助事業	健康福祉課
	●介護予防普及啓発事業	健康福祉課
	●地域介護予防活動支援事業	健康福祉課
	●認知症総合支援事業	健康福祉課
	●ディサービスセンター管理事業	健康福祉課
	【今後検討・拡充が必要な事業の視点】 フレイル対策・健康寿命の延伸に向けて、地域における 高齢者のスポーツ機会創出に向けた取組	健康福祉課

基本目標 I の施策	主な事業	所管課
施策②多様な主体におけるスポーツ機会の創出による共生社会の推進		
多世代交流型 スポーツ事業 の実施	●スポーツ振興事業(再掲) ●社会教育振興事業 【今後検討・拡充が必要な事業の視点】 多世代交流できるスポーツ機会の創出に向けた取組	教育委員会 教育委員会 教育委員会 健康福祉課
障がいのある方への理解の推進と	●人権教育推進協議会運営事業 ●社会教育振興事業(再掲)	教育委員会 教育委員会

スポーツ実施機会 の創出	●地域活動支援事業	教育委員会
	●地域活動支援センター(運営負担)	健康福祉課
	●障害福祉サービス事業所運営事業	健康福祉課
	●障害者(児)通所支援事業	健康福祉課
	●ディサービスセンター管理事業	健康福祉課
	【今後検討・拡充が必要な事業の視点】	教育委員会
	障がいのある方のスポーツ機会の創出に向けた取組	健康福祉課

基本目標Ⅰの施策	主な事業	所管課
施策③企業や地域団体等と連携した学校体育や部活動の取組、次世代アスリートの育成支援		
スポーツ指導者の 育成と資質向上	●スポーツ振興事業(再掲)	教育委員会
	【今後検討・拡充が必要な事業の視点】 スポーツ団体・指導者の育成支援に向けた取組の拡充	教育委員会
競技力の向上に つながる支援	●スポーツ振興事業(再掲)	教育委員会
	●スピードスケート振興事業 【今後検討・拡充が必要な事業の視点】 地域関係者と連携した部活動の在り方検討と支援体制づくり	教育委員会
多様なニーズに応じ たスポーツ活動や 部活動の在り方検討	【今後検討・拡充が必要な事業の視点】 地域関係者と連携した部活動の在り方検討と支援体制づくり(再掲)	教育委員会

## 基本目標2:スポーツの力で地域のつながりづくり

### 基本的方向性

住民同士の交流や仲間づくりのきっかけとなる地域スポーツ活動機会と場の創出を図る。また、地域コミュニティの活性化につながる活動を支援する多様な人材の育成や連携を支援する。更に、地域特性を考慮し、スポーツの実施において、デジタル技術の活用による支援環境の充足を図る

主要目標	項目	現状値 (策定時)	目標値 (評価時)
	地域の交流やつながりを創出するスポーツ活動拠点の整備(新規)	—	1箇所
	スポーツ推進委員やスポーツ関連団体との連絡会議の開催(新規)	—	実施
施策		おもな取組	
施策① 地域の交流やつながりを創出するスポーツ活動機会と場の創出		○新たなスポーツコミュニティ拠点の創出 ○公共施設、身近な施設の有効活用	
施策② スポーツ活動を支える多様な人材の育成と連携		○大学・企業・地域との連携した取組 ○スポーツ推進委員や地域関連団体等との連携会議	
施策③ デジタル技術の活用によるスポーツ支援環境の充足		○オンライン配信によるスポーツ機会の拡充	

#### 【主な取組事業】

基本目標Ⅱの施策	主な事業	所管課
施策①地域の交流やつながりを創出するスポーツ活動機会と場の創出		
新たなスポーツコミュニティ拠点の創出	●新たなスポーツコミュニティ拠点の創出事業 【今後検討・拡充が必要な施策】 新たなスポーツコミュニティ拠点を活用した地域交流促進に向けた取組	未来創造課 未来創造課 健康福祉課
公共施設、身近な施設の有効活用	●スポーツ振興事業(再掲) ●村民プール維持管理事業(再掲) ●運動公園維持管理事業 ●総合グラウンド維持管理事業 ●社会体育館維持管理事業 ●公民館運営事業 ●公民館施設整備維持管理事業 ●いきいきセンター管理事業	教育委員会 教育委員会 教育委員会 教育委員会 教育委員会 教育委員会 教育委員会 健康福祉課

●環境改善センター運営事業 【今後検討・拡充が必要な施策】 既存施設の有効活用に向けた取組の検討	健康福祉課 教育委員会 健康福祉課
--	-------------------------

基本目標Ⅱの施策	主な事業	所管課
施策②スポーツ活動を支える多様な人材の育成と連携		
大学・企業・地域との連携した取組	●大学連携事業 【今後検討・拡充が必要な施策】 大学・企業・地域との連携による地域人材育成と活躍の場づくりに向けた取組	未来創造課 未来創造課
スポーツ推進委員や地域関連団体等との連携会議	●スポーツ推進委員会運営事業 【今後検討・拡充が必要な施策】 村内のスポーツ活動の拡充に向けたスポーツ推進委員や地域関連団体等の検討の機会の創出	教育委員会 教育委員会

基本目標Ⅱの施策	主な事業	所管課
施策③デジタル技術の活用によるスポーツ支援環境の充足		
オンライン配信によるスポーツ機会の拡充	【今後検討・拡充が必要な施策】 新たなスポーツコミュニティ拠点を中心にオンライン配信によるスポーツ機会の拡充	未来創造課 健康福祉課

## 基本目標3:スポーツの力で地域活性・まちづくり

### 基本的方向性

スポーツと地域資源を掛け合わせ、付加価値を創出するスポーツを活用した大会・イベントや、観光等のツーリズム事業による新たな関係人口の創出を図ります。  
また、これらを推進していくエンジンとして、スポーツコミッショナの設立を目指します。

主要目標	項目	現状値 (策定時)	目標値 (評価時)
	スポーツイベントや大会、観光等のスポーツツーリズムの開催数	19 (2022年度)	22
	スポーツコミッショナ設立に向けた体制構築 (新規)	—	実施
施策		基本施策	
施策① 企業・地域団体と連携したスポーツイベントや大会、合宿、観光等のスポーツツーリズムの推進		○地域資源を活用したスポーツイベントやスポーツツーリズム等の取組の推進	
施策② スポーツを活用した地域活性・まちづくりを推進する組織としてのスポーツコミッショナの設立		○スポーツコミッショナ設立に向けた検討体制の構築	
施策③ 身近な場所でスポーツを実践できるためのイベント・教室や、運動施設等の情報を提供		○スポーツや健康に関する普及啓発ホームページ等の構築・運営	

### 【主な取組事業】

基本目標3の施策	主な事業	所管課
施策①企業・地域団体と連携したスポーツイベントや大会、合宿、観光等のスポーツツーリズムの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●スポーツイベント(マラソン大会補助事業)</li> <li>●観光施設整備事業</li> <li>●嬬恋スキー場管理事業</li> <li>●鎌原観音堂周辺整備事業</li> <li>●浅間山北麓ジオパーク推進事業</li> <li>●自然環境推進事業</li> </ul> <p>【今後検討・拡充が必要な施策】 地域活性に資するスポーツツーリズム等の拡充に向けた取組</p>	観光商工課 観光商工課 観光商工課 教育委員会 交流推進課 交流推進課 未来創造課 観光商工課
地域資源を活用したスポーツイベントやスポーツツーリズム等の取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●スポーツイベント(マラソン大会補助事業)</li> <li>●観光施設整備事業</li> <li>●嬬恋スキー場管理事業</li> <li>●鎌原観音堂周辺整備事業</li> <li>●浅間山北麓ジオパーク推進事業</li> <li>●自然環境推進事業</li> </ul> <p>【今後検討・拡充が必要な施策】 地域活性に資するスポーツツーリズム等の拡充に向けた取組</p>	観光商工課 観光商工課 観光商工課 教育委員会 交流推進課 交流推進課 未来創造課 観光商工課

基本目標Ⅲの施策	主な事業	所管課
施策②スポーツを活用した地域活性・まちづくりを推進する組織としてのスポーツコミッショングの設立		
スポーツコミッショング設立に向けた検討体制の構築	【今後検討・拡充が必要な施策】 スポーツコミッショング設立に向けた検討体制の構築	未来創造課 観光商工課
施策③身近な場所でスポーツを実践できるためのイベント・教室や、運動施設等の情報を提供		
スポーツや健康に関する普及啓発ホームページ等の構築・運営	●スポーツや健康に関する普及啓発ホームページ開設 【今後検討・拡充が必要な施策】 スポーツや健康に関する普及啓発ホームページを活用した情報発信の取組	未来創造課 未来創造課 健康福祉課

# Ⅴ 計画の推進体制

## 1 推進体制

本計画の推進にあたっては、行政や村民だけではなく、地域の様々なスポーツ関係団体等が、それぞれ主体的に関わりながら、連携、協働して本計画の推進に取り組みます。

## 2 計画の進行管理・評価

本計画は、計画【Plan】、実行【Do】、点検・評価【Check】、見直し・改善【Act】のサイクルで推進します。毎年度、各施策の進捗を点検・評価し、次年度以降の施策・事業に反映します。計画の最終年度には、社会情勢の変化や課題の整理、各施策の達成状況の点検・評価を行い、それらの結果を踏まえ計画の見直しを行います。

本計画の施策や取り組みに対する評価は、各種統計資料、アンケート調査、行政による評価等を踏まえて総合的に行います。

# 資料編

## 1 嫩恋村スポーツ協会会則

### 第1章 称及び事務局

第1条 本会は、嫩恋村スポーツ協会と称する。

第2条 本会は、事務局を教育委員会事務局内に置く。

### 第2章 目的及び事業

第3条 本会は、村民スポーツの健全な発達を図ると共に、スポーツ団体の連絡調整 及び親睦和合に努めることを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を果たすために、次の事業を行う。

1. 一般村民及び学徒の社会体育についての啓発宣伝
2. スポーツについての大会、講習会、研究会等の開催及び後援
3. 郡、村の実施するスポーツ競技力の向上についての諸施策に対する協力
4. スポーツの指導奨励及び指導者養成
5. スポーツ団体の連絡統合
6. その他本会の目的達成に必要な事項

### 第3章 会計

第5条 本会に加入する団体は、各部でさだめる会費を負担することとする。

第6条 本会の経費は前条の会費の外、補助金、寄付金、その他の収入を之にあてる。

第7条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8条 本会の予算は、毎年度開始前理事会の承認を得なければならない。決算は会計年度終了後、監査を経た上理事会の承認を得なければならない。

### 第4章 組織

第9条 本会は、村内各支部のスポーツ協会及び本会の趣旨に賛同して加盟する団体をもって組織する。入会にあたっては理事会の承認を得なければならない。

第10条 本会に嫩恋村スポーツ少年団本部をおく。本部規程は別に定める。

第11条 本会に次の役員をおく。

会長1名・副会長若干名・理事長1名・副理事長若干名・事務局長1名・事務局若干名・常任理事若干名・理事若干名・会計長1名・監事2名他に顧問、参与を若干名置くことができる。

第12条 会長、副会長は総会において選出するものとする。会長は、本会を代表して職務を処理する。副会長は、会長を補佐して会長事故あるときはその職務を代理する。

第13条 正副理事長は、総会において選出する。理事長は、会長の命を受け職務を執行する。

第14条 常任理事は本部役員が之にあたる。

第15条 理事は各部の部長、支部長が之にあたる。各部は次のとおりとする。

- ・陸上部・卓球部・ソフトテニス部・野球部・ソフトボール部・スキーパーク・スケート部
- ・柔道部・剣道部・バレー部・バスケットボール部・サッカーパーク・弓道部
- ・バドミントン部・ゴルフ部・ゲートボール部・硬式テニス部・空手道部

・グラウンドゴルフ部・還暦野球部

第 16 条 監事は、理事会において選出するものとする。監事は本会の職務を監査する。

第 17 条 顧問及び参与は、スポーツ功労者、学識経験者から理事会において推薦した者を会長が委嘱する。顧問は会長の諮問に応じ、参与は本会の会務に参画する。

第 18 条 役員の任期は2ヶ年とする。但し再選を妨げない。補欠役員の任期は前任者の残任期間とし、役員の任期満了後も後任者就任まではこの職務を行うものとする。尚役員の欠員を生じた場合、会務に支障のない限り補欠選出を行わないことができる。

第 19 条 本会に支部役員を置く。支部役員は各地区から選出された支部長があたる。

## 第5章 会議

第 20 条 会議はすべて会長が招集してその議長になる。

第 21 条 常任理事会は本会の重要事項について審議する。その他総会及び理事会において決議しなければならない事項で会長が緊急を要すると認めた事項について代決する。

第 22 条 常任理事会は、必要に応じて随時開催することができる。

第 23 条 総会及び理事会は、年1回開催する。但し必要のあるときは随時開催することができる。

第 25 条 理事会において決議される事項は、次のとおりとする。

○本会の事業について

○収支予算ならびに決算について

○その他必要と認める事項

第 26 条 常任理事会、理事会の諸事は、その出席者の過半数で決定し、可否が同数であるときは会長の決するところによる。

## 第6章 附則

第 27 条 本会の規則は、総会の議決を経なければ、変更することができない。

第 28 条 本会の規則の施行について必要な事項の細則は、常任理事会の決議を経て会長が定める。

附 則 この会則は平成 15 年4月1日より施行する。

附 則 この会則は平成 20 年7月1日より施行する。

附 則 この会則は平成 31 年4月4日より施行する。

附 則 この会則は令和5年4月1日より施行する。

## 2 嫩恋村スポーツ推進委員会規約

### (目的)

第1条 本会はスポーツ基本法により定められた、嫩恋村スポーツ推進委員に関する規則(昭和37年規則第43号)に基づいて委嘱された委員の活動及び運営について必要な事項を定めるものとする。

### (活動)

第2条 本会の活動は村規則第2条の職務を次により実践するものとする。

- 1)地域住民の求めに応じて、スポーツ実技等について指導すること。
- 2)住民スポーツ組織の育成をはかること。
- 3)体育協会等の団体及び学校、教育委員会等が実施するスポーツ行事に指導、協力すること。
- 4)新規スポーツの普及と各種スポーツ教室を開催すること
- 5)スポーツ推進委員として知識、技術の高揚を図るため研修に努めること。
- 6)スポーツ振興をはかるための各種施設の調査、研究を行い、振興施策に建議する。
- 7)スポーツの振興を通じての地域づくり活動の推進に協力する。
- 8)その他、目的を達成するのに必要な活動。

### (役員)

第3条 本会に次の役員を置く

- 1)会長 1名、副会長 2名、書記・会計 各1名、部長・監査 若干名
- 2)役員は委員の互選により選出するものとする。
- 3)運営に必要な場合は部会を設けることができる。
- 4)本会に必要により顧問等をおくことができる。

### (役員の任務)

第4条 役員の任務は次のとおりとする。

- 1)会長は本会を代表し、会務を統括する。
- 2)副会長は会長を補佐し、書記、会計は会長の命により事務処理等を行なう。
- 3)部長は会長の指示により部会を代表する。

### (運営費)

第5条 本会の運営費は会費及び補助金等によって処理する。

### (会議)

第6条 本会の会議は会長が招集し、次により開催する。

- 1)総会、4月に開催し年間活動計画を協議する他、必要事項を審議する。
- 2)研修会、その他の会議は必要により隨時開催する。

### (委任)

第7条 本会運営について本会則に定めない事項は、会長が関係者等と協議して決する。

附 則

この会則は昭和61年 6月 1日より施行する。

平成 8年 5月20日より施行する。

平成12年 4月24日より施行する。

平成24年 4月12日より施行する。

嬬恋村スポーツ推進計画  
2024 年度-2028 年度

発行: 嬌恋村教育委員会

〒377-1692 群馬県吾妻郡嬬恋村大前110

発行年月: 2024 年3月